

自治が変わる・自治を変える

## SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館

【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>【Eメール】[info@saitama-jichi.jp](mailto:info@saitama-jichi.jp)

## マイナンバー制度 10月5日施行・市民にとっては メリットもデメリットもよくわからない・危険性は

10月5日にマイナンバー制度が施行になり、早い自治体ではもう通知カードが簡易書留で世帯主に届いていると思います。9月から新聞や週刊誌がたくさんの特集を組み、テレビの情報番組やワイドショーなどでも取り上げられて結構話題になっていると思います。自治体では担当部署はもちろん市民課窓口などで市民からの質問に対応されている方も多いと思われます。

そろそろ年末調整の時期ですが、給与担当者から渡される書類の中に「平成28年度分扶養控除等（異動）申告書」があり、これにはマイナンバーを記入する欄があります。これは、マイナンバー（社会保障・税番号）のそもそもの目的である「税」の分野であり、加えて雇用保険や年金、生活保護などの「社会保障」、被災証明書や災害支援給付金など「災害」に法律で利用が限定されていたものです。

ところがテレビ番組などでは、「預金通帳を作るのにマイナンバーが必要になる」「銀行のキャッシュカード代わりになる」「健康保険証も一緒になる」などの話が一緒にされるものだから、多くの市民が「よくわからない」となっています。自治研関係者はこのことを聞かれたりすることも多いと思いますので、今回ざっとおさらいしておきたいと思います。

事務局長 船橋延嘉記

### マイナンバー制度（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の概要

#### 基本理念

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分に配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）

#### 個人番号

市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2

項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。

○個人番号の利用範囲を法律に規定（第9条）。① 社会保障分野・税分野・災害対策分野で利用、② 当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③ 災害時の金融機関での利用に限定。

○番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要（第16条）

#### 法人番号

国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。法人番号は原則公表。※民間での自由な利用も可。

#### 個人情報保護

番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個

人番号をその内容に含む個人情報)の収集・保管(第20条)及び特定個人情報ファイルの作成を禁止(第28条)。

○特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用している提供など、番号法に規定するものに限り可能(第19条)。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。

○情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。

○国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み(マイナポータル)の提供(附則第6条第5項)、特定個人情報保護評価の実施(第27条)、特定個人情報保護委員会の設置(第36条)、罰則の強化(第67条～第77条)など、十分な個人情報保護策を講じる。

### 個人番号カード

市町村長は、(本人の申請により)顔写真付きの個人番号カードを交付(第17条第1項)。この場合、通知カードの返納を受ける。

○①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの(民間事業者等)は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができる(第18条)。※民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。

以上、内閣官房のホームページ「マイナンバー概要資料」(平成27年8月版)より、下線は引用者による強調、(網掛け)は引用者が挿入

### マイナンバーは本当に必要か—「共通番号いらないネット」の主張から

「共通番号いらないネット」リーフその2から  
番号もカードもいらない

- ➡ 通知カード。これだけあれば十分
- ➡ 個人番号カード申請書。これは送らない、使わない

10月5日から、住民登録があるすべての日本人と在留外国人に、12桁の個人番号(マイナンバー)が付けられます。嫌いな数字でも、変更できない、

あなたに一生つきまとう背番号です。

来年(2016年)1月1日からは、個人番号カードの交付が始まります。このカードにはICチップが搭載され、その部分に、将来は健康保険証やクレジットカード、ポイントカードなど他のカードも統合する計画があります。

指紋や顔貌などの生体情報も本人確認のためという理由で入れる計画です。政府の計画が予定通り進めば、2020年頃には、全員に持たせ、毎日持ち歩くことにもなりかねません。

**消費税10%で悪用はNO!** 国会で一度も議論もされず、突然出てきたのが2017年4月からの消費税率10%引き上げに合わせて、お酒を除く飲食料品購入のうち2%分、上限4,000円を銀行口座に振り込み還付する案です。

個人番号カードを買物の時には持ち歩き、お店の端末機でチェックするしくみですが、そもそもカードの取得は任意なのに、麻生財務大臣は「カードを持っていきたくなければそれでいい、その代わり減税はない」とまで言っています。

暴言と脅しとは、安倍政権の本質、そこまでして個人番号カードを持たせようというのは、カードを使って国が市民のふところや趣味嗜好、思想信条まで管理し、監視しようという狙いがはっきりしてきました。

**会社など法人に過剰な負担を強いる** 民間会社は、社会保険や税務関係書類に、従業員の個人番号や顧客の個人番号を記入して関係官庁に提出する義務を負います。そのため、民間会社は、番号付個人情報の収集時の本人確認やその収集した個人情報の保管に特別な措置を講じる必要があります。

日本の全企業の99%以上が中小零細業者です。その費用や手間は、中小零細業者に過剰な負担となっています。そのためほとんどの企業が準備不足の状態です。個人番号のダダ漏れの危険が一杯です。

個人番号カードがなくても暮らせる社会を守りましょう!

### 疑問点に応えます(共通番号いらないネット)

Q 通知カードを受け取りたくないのですが?

**A** 通知カードを返上しても個人番号は付番され、また返上が多かったからといって番号制度が廃止されるということでもありません。大事なことは、より多くの人がそれぞれの方法で、番号制度への反対の意思表示をすることです。

2016年1月から、番号法で利用が定められた行政等の手続きでは、個人番号（マイナンバー）の記入が求められます。その際に番号の確認と身元確認のために、本人確認書類の提示を受けなければならないことになっています。

本人確認書類は、個人番号カード、または通知カード+運転免許証やパスポートなどの顔写真付書類となっています。ただ通知カードを返上して持っていないくても、健康保険証など2種類の公的書類の提示など代替の方法があり（番号法施行規則。以下を参照）、通知カードがなくても多少の不便はあっても必要な手続きは可能です。また、有料ですが通知カードの再交付も可能です。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kakunin.pdf>

**Q** 個人番号を書かなかつたらどうなりますか？

**A** 年金、福祉、保険給付や税申告などの手続きでは、番号を記載しなくても従来同様の本人確認によって手続きできます。番号法に個人番号の記入を義務づける規定はありません。記載されなかった場合、個人番号を行政内部で調べて記載する扱いになっています。国税関係では、番号記載が義務づけられていますが、記載がない場合でも受理すると国税庁は説明しています。いずれの場合も記載を求められますが、番号を記入したくない思いを伝えることは可能です。

住所を喪失しているなどの理由で、通知カードを受け取れず個人番号が付番されていない人は、そもそも記載できません。生活保護申請でも番号記載を求められますが、記載がなくても申請は受けることになっています。社会的に弱い立場では、記載がないことを理由に申請を拒まれるおそれがあり、泣き寝入りしないよう社会的な支援が必要です。

**Q** 会社や学校ぐるみで個人番号カードを「一括申請」することは？

**A** 政府は総務省令の改正という手続きだけで、法人などの団体が個人番号カードの「一括申請」を可能にしようとしています。これはまさに個人番号カードの普及強化策です。「一括申請」は「イヤだ」と思う人に対してかなりプレッシャーを与えることになるでしょう。労働組合のある職場のみなさんには、特に組合として当局に対して「一括申請」を行わないよう要求してください。会社にとって負担増になることなので、利害が一致する面もあります。労働組合がない職場でも自分の思いを伝えましょう。制度の趣旨はあくまでも個人の意思に基づく本人申請です。ここまで「共通番号いらぬネット」リーフその2から

**個人番号カードは危険と思う人は申請しない**

行政担当者の立場から言うと、「共通番号いらぬネット」のような説明をどう感じるのでしょうか。市民からいろいろ聞かれる議員の立場ではどうでしょうか。「便利になります」「無駄が省けます」という政府の説明が、市民の立場に立ったものなのか、まだまだ検証が必要です。

私の収集した週刊文春の特集記事や週刊金曜日の特集でも、「個人番号カード」は申請しないでスルーしましょうと書いてありました。ネットが指摘するようなせきし監視社会にしないためにも、現在の住基ネットカードの普及率が5%というような状況がつけられたら、政府ももう一度考え直すのかもしれませんが。

また、私たちが求めている「戦争法廃止」とこのマイナンバーが、いずれ徴兵制や経済的徴兵制に利用されるのではないかという危惧も、今の安倍政権の沖縄に対する差別的な強硬姿勢を見ると、あながち杞憂とも言っていられないと感じます。

**マイナンバーに関して久喜地方自治研究会主催公開講座**

久喜地方自治研究会では、12月12日（土）午後2時から（会場：久喜市中央公民館）市の担当者を招いてマイナンバーに関する市民公開講座を開催します。興味のある方はぜひおいでください。

## センター蔵書の紹介と貸し出し・資料提供について

—ホームページもご活用ください <http://www.saitama-jichi.jp/> —

当センターでは、中央の（公財）地方自治総合研究所や全国各地の自治研センター・研究所と連携をしています。それぞれの研究所が月刊や季刊で研究誌を発行しており、各々贈呈・交換しております。

これらの資料は当センターホームページに「自治研図書室」として掲載しております。ぜひご覧いただきたいと思います。各研究機関が創意工夫され地域に合った研究をしており興味深い成果がたくさん載っております。

また、当センターの蔵書とするため時機にあった書籍の購入もしております。これまでもお問い合わせいただいた会員には貸し出しなどしてまいりましたが、広く呼びかけたことはございませんでした。

研究図書は高価なもの個人で購入をためらっておられる場合もあるかと思えます。今後、体制を整備しながら、貸出等を行ってまいりますので、購入図書などについてご要望をお聞かせください。貸し出しは事務局に電話ください。

### 蔵書紹介

『田園回帰1%戦略』藤山浩著 農文協発行

農山漁村文化協会が「シリーズ田園回帰」全8巻を予定しているうちの第1巻。

一本物の「地方創生」ここにあり！時代はゆっくり「都市農山村共生社会」に向かっている一との文言にシリーズ刊行の思いが伝わってくる。著者は島根県立大学連携大学院教授。1998年から島根県中山間地研究センターに勤務した経験から地域再生などに造詣が深い。島根における実践が豊富に紹介されている。

『日本の地方財政』神野直彦・小西砂千夫著 有斐閣

本書は、関西学院大小西教授が全国で開催している自治体職員との地方財政研究会の経験をとって「学び合う」手引書として編まれたものだ。神野教授はこの研究会講師として協力され、そこに手弁当で集う人々に感動してこの手引書の刊行を思い立ったという。一冊購入して感動を分かち合ってみよう。

